

要 請 書

地方行財政・社会保障制度改革・エネルギー政策と
原子力発電所に関する決議

平成 3 0 年 6 月

北 海 道 市 長 会

地方行財政・社会保障制度改革・エネルギー政策と 原子力発電所に関する決議

北海道の多くの自治体は税収基盤が脆弱なうえに、全国に比べて景気や雇用回復に遅れがみられるなど、厳しい社会経済状況のもとで、職員の削減等、徹底した行財政改革に取り組む一方、急速に進む少子・高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の振興など、地域住民の安全と安心を確保するため、懸命の努力をしているところであります。

今後、地方創生の実現に向けて、北海道内の各都市が安定的に発展していくためには、地方税財源の充実・確保、社会保障制度の充実強化などについて、国において、その方向性や具体策を明確にした上で、地方とともに着実に推進することが肝要であります。

また、国民生活と産業活動に密接に関係するエネルギー政策については、中・長期的かつ総合的な視点に立った計画に対し、国民的合意を得ることが必要であり、原子力発電所については、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じることが重要であります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう、強く要請するものであります。

記

1 地方行財政の改革について

- (1) 地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、提案募集方式の取組みの推進や、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税について

- ① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。
- ② 車体課税については、平成31年度税制改正までに総合的な検討を行うこととされているが、市町村に減収が生じることのないよう十分配慮すること。
- ③ ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であるとともに、所在市町村が過疎地域や中山間地域に多く、自主的な税財源が乏しいことなどから、現行制度を堅持すること。
- ④ 法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収については、地方財政に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。

(2) 地方交付税について

- ① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。
- ② 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成31年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げによる対応を基本とすること。

- ③ 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に

反映させることとし、地域の様々な課題に対処するために積み立てている地方の基金残高の増加を理由に、地方交付税の削減を行わないこと。

(3) 国庫補助負担金改革について

- ① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

3 社会保障制度の充実強化について

- (1) 社会保障制度改革における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

また、社会保障と税の一体改革で議論された経緯を踏まえ、消費税率引上げの再延期や軽減税率制度の導入によって、地方自治体が実施する施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

- (2) 社会保障・税番号制度は、高度情報化社会の基盤として国民の利便性を高める一方で、情報漏えいなどの様々なリスクが懸念されることから、制度の構築・運用にあたっては、次の措置を講じること。

- ① 市町村に早期かつ十分な情報提供を行うとともに、相互に綿密な調整・協議を行うこと。
- ② 国と地方が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、システム障害や情報漏えい等の事態に備えて、迅速に原因究明や復旧、対応策が講じられるよう万全の危機管理体制を整えること。

あわせて、市町村への専門的・技術的な支援体制の強化を図る

こと。

- ③ 番号制度に対する国民の理解を深め、不安を払拭するよう丁寧かつ十分に説明し、周知徹底を図ること。また、民間事業者においても、特定個人情報の保護や十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。
- ④ 番号制度の導入に伴い必要となる個人番号カード発行や行政機関間の情報連携及びセキュリティ対策などに係るシステム改修等の経費については、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

- (3) 国民健康保険の都道府県単位化の前提条件である財政支援を今後とも確実に実施するとともに、医療費の増加に対応できるよう、さらなる国保財政基盤の強化を図ること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

- (4) 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くとともに、必要な財源を確保すること。

4 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について引き続き国民的議論を尽くし、必要な措置を講じること。

- (2) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

- (3) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

以上、決議する。

平成30年5月16日

北海道市長会

